

東京都アレルギー疾患医療提供体制整備等実施要綱

平成 30 年 11 月 5 日 30 福保健環第 1027 号

令和 5 年 10 月 23 日 5 保医健環第 333 号

（目的）

第 1 東京都におけるアレルギー疾患の医療提供体制の整備（以下「医療提供体制整備」という。）は、アレルギー疾患を有する者が状態に応じて適切な医療を受けることができるよう、東京都（以下「都」という。）におけるアレルギー疾患医療の拠点となる病院等の指定等を行い、都内の医療機関等の診療ネットワークを形成するとともに、医療機関に係る情報の提供や、医療従事者等の資質の向上を図ることにより、アレルギー疾患医療全体の質の向上を進めることを目的とする。

（定義）

第 2 この要綱において使用する用語は、アレルギー疾患対策基本法（平成 26 年法律第 98 号）において使用する用語の例によるほか、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（1）病院

医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 1 条の 5 に定める病院

（2）診療所

医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 1 条の 5 に定める診療所

（3）東京都アレルギー疾患医療拠点病院（以下、「拠点病院」という。）

「アレルギー疾患対策の推進に関する基本的な指針（平成 29 年 3 月 21 日厚生労働省告示第 76 号）」（以下「基本指針」という。）に規定された都道府県アレルギー疾患医療拠点病院として、第 4 の 1 により指定した病院をいう

（4）東京都アレルギー疾患医療専門病院（以下、「専門病院」という。）

第 4 の 2 により指定した病院をいう

（5）中心拠点病院

国が基本指針において指定した病院をいう

（6）一般医療機関

病院及び診療所のうち、拠点病院、専門病院、中心拠点病院以外の病院及び診療所をいう

（7）東京都アレルギー疾患連携医療機関（以下、「連携医療機関」という。）

一般医療機関のうち、第 5 により登録した病院又は診療所をいう

（実施主体）

第 3 本要綱に定める医療提供体制整備の実施主体は、都とする。

2 都は、医療提供体制整備に係る事業の一部を拠点病院又は専門病院に委託することができる。

（拠点病院及び専門病院の指定）

- 第4 都は、診断が困難な症例や標準的治療では病態が安定しない重症及び難治性のアレルギー疾患に対する診断、治療及び管理を行うとともに、都内においてアレルギー疾患の診療ネットワークの中心的役割を担う病院を拠点病院として指定する。
- 2 都は、診断が困難な症例や標準的治療では病態が安定しない重症及び難治性のアレルギー疾患に対する診断、治療及び管理を行う病院を専門病院として指定する。
- 3 拠点病院及び専門病院の指定期間は、5年間とする。ただし、再指定を妨げない。
- 4 その他、拠点病院及び専門病院の指定に必要な事項は、別途定める。

（連携医療機関の登録）

- 第5 都は、一般医療機関のうち、他の医療機関と連携しながら、患者の症状に応じた適切な医療を提供し、アレルギー疾患診療を実施する医療機関を連携医療機関として登録する。

（拠点病院の役割）

- 第6 拠点病院は、専門病院及び一般医療機関等と連携し、次の役割を担う。
- （1） 診断が困難な症例や標準的治療では病態が安定しない重症及び難治性のアレルギー疾患に対する診断、治療及び管理
 - （2） 都内のアレルギー疾患に係る診療連携の促進
 - （3） 都から都民や関係者向けに提供するアレルギー疾患に係る情報についての専門的助言及び患者・家族向け講習会等の都民向け普及啓発への協力
 - （4） 標準的治療の普及等のための医師向け研修の実施及び都が行う医療従事者及び保健福祉関係者並びに学校及び社会福祉施設等の職員向け研修への協力
 - （5） 国や都が行う調査、研究等への協力
 - （6） 中心拠点病院が開催する全国拠点病院連絡会議への出席等、中心拠点病院や他の道府県拠点病院との情報共有及び協力
 - （7） その他都が実施するアレルギー疾患医療の質の向上等に係る取組への協力

（専門病院の役割）

- 第7 専門病院は、拠点病院及び一般医療機関等と連携し、次の役割を担う。
- （1） 診断が困難な症例や標準的治療では病態が安定しない重症及び難治性のアレルギー疾患に対する診断、治療及び管理
 - （2） 都内のアレルギー疾患に係る診療連携の促進
 - （3） 患者・家族向け講習会等の都民向け普及啓発への協力
 - （4） 都が行う医療従事者及び保健福祉関係者並びに学校及び社会福祉施設等の職員向け研修への協力
 - （5） 国や都が行う調査、研究等への協力
 - （6） その他都が実施するアレルギー疾患医療の質の向上等に係る取組への協力

（一般医療機関等の役割）

第 8 一般医療機関及び薬局は、拠点病院及び専門病院等と連携し、次の役割を担う。

- （１） アレルギー疾患における標準的治療の提供
- （２） 診断が困難な症例や標準的治療では病態が安定しない重症及び難治性のアレルギー疾患患者の、拠点病院や専門病院への紹介
- （３） 最新の科学的知見に基づいた適切な情報提供及び指導

（東京都アレルギー疾患医療拠点病院等連絡会）

第 9 都は、拠点病院、専門病院等の連携協力関係の構築、アレルギー疾患医療に関する情報の提供及びアレルギー疾患に係る医療従事者等の人材育成の推進を図るため、東京都アレルギー疾患医療拠点病院等連絡会（以下「連絡会」という。）を設置する。

- 2 都は、拠点病院及び専門病院の中から、連絡会を構成する病院を指定する。
- 3 連絡会は、次の事項について協議・検討する場とする。
 - （１） 都内のアレルギー疾患に関する医療機関等との連絡調整及び診療ネットワークの構築
 - （２） 都内のアレルギー疾患医療提供体制に関する情報収集及び情報提供
 - （３） アレルギー疾患に係る医療従事者等に対する研修の企画及び検討並びに都が実施するアレルギー疾患に関する研修等への協力
 - （４） 学校、社会福祉施設等の関係機関からのアレルギー疾患医療に関する相談等への対応

（東京都への報告）

第 10 拠点病院及び専門病院の開設者は、指定要件の充足状況等について、別途定める方法により、定期的に都への報告を行う。

- 2 知事は、必要があると認めるときは、拠点病院及び専門病院の開設者に対し、報告を求めることができる。

（評価）

第 11 都は、医療提供体制整備が円滑かつ効果的に進むよう、医療提供体制整備の実績等を東京都アレルギー疾患対策検討委員会に報告し、評価を受けるものとする。

（個人情報及びプライバシーの保護）

第 12 拠点病院、専門病院、その他事業の実施に係る関係者は、事業の実施に当たり、個人情報を取り扱う場合は、個人情報の漏洩、滅失、棄損の防止、その他個人情報保護に必要な措置を講じなければならない。

（その他）

第 13 医療提供体制整備の実施について、この要綱に定めのない事項については、別途定める。

(附則)

この要綱は、平成 30 年 11 月 5 日から施行する。

(附則)

この要綱は、令和 5 年 10 月 23 日から施行する。